

# 新型インフルエンザ流行期における県立学校の臨時休業措置等の ガイドライン（案）について

平成21年8月24日  
島根県教育委員会

## 1. ガイドライン策定の趣旨

- ① 平成21年8月19日(水)、厚生労働大臣は、「新型インフルエンザの本格的流行が既に始まっている可能性があり、今後、学校が再開された際には、感染が急激に拡大することも十分に考えられる」との談話を発表し、国民の注意を喚起した。
- ② 県内でも、7月下旬から急速に感染者数が拡大し、8月中旬以降、学校での集団発生事例が連日確認されている。また、感染確認後に予想を超える勢いで感染者数が急増した例も出ている。二学期に向けて、あらためて学校関係者の危機管理意識を喚起するとともに、感染者が発生した際の出席停止又は臨時休業措置（学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校）を的確かつ迅速に講ずる必要が生じている。
- ③ 平成21年6月22日付け通知のとおり、各学校長は、通常の季節性インフルエンザと同様の手続（学校医との相談など）により、必要な臨時休業措置の内容を決定する必要があるが、先に発表した検証報告書（平成21年8月18日）にも記述したように、臨時休業措置について何らかの具体的指針を求める学校のニーズは強い。
- ④ 一方、今後の全国的流行の進展に伴い、クラスターサーベイランス（厚生労働省通知によって、新型を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した段階で終了することとされている）によるPCR検査及び積極的疫学調査が行われなくなる時期が想定より早く到来する可能性も予見される。クラスターサーベイランス終了後の段階では、新型インフルエンザ感染者の確定及び濃厚接触者の特定も行われなくなるため、学校長は、新型インフルエンザなのか通常の季節性インフルエンザなのか判別できない中で、出席停止又は臨時休業措置の内容を決定しなければならなくなる。
- ⑤ 以上のような背景のもとで、このガイドラインは、クラスターサーベイランスが実施されている段階、クラスターサーベイランスが終了した段階に分けて、それぞれの段階における臨時休業措置等の在り方についてガイドラインを示すものである。
- ⑥ ただし、このガイドラインは、学校長による臨時休業措置等の決定に際し、あくまでも判断材料の一つとして位置づけられるものであり、実際の措置内容の決定に当たっては、個別具体的な感染状況に即して、学校医や保健所の助言・指導も勘案しながら、総合的判断が的確かつ迅速に行われる必要がある。

## 2. クラスターサーベイランスが実施されている段階の対応方針

### (1) 孤発の場合

- ① インフルエンザ様症状（急な発熱と、咳、喉の痛みなど）のある児童生徒又は教職員が孤発した場合、学校医と相談の上、通常の季節性インフルエンザと同様に、学校長の判断で対応を決定して差し支えない。
- ② なお、医師によりインフルエンザ患者（新型又は季節性のいずれかを問わない）と診断された場合は、出席停止（発症後1週間又は解熱後2日間経過まで）を原則とする。

## (2) 複数発生の場合

- ① インフルエンザ様症状（急な発熱と、咳、喉の痛みなど）のある児童生徒又は教職員が1週間以内に複数発生した場合、その旨を迅速に保健所へ連絡しなければならない。その際、症状のある児童生徒又は教職員同士に接触機会があったかどうか（学級、部活動、地域行事など）が、保健所にとっては重要な判断材料になるので、この点に関する情報も併せて保健所へ連絡すること。
- ② 連絡を受けた保健所において、集団感染につながりかねない端緒であるという判断がなされた場合には、クラスターサーベイランスが実施され、PCR検査により新型インフルエンザであるか否かが確定されることになる。
- ③ PCR検査により新型インフルエンザでないことが確定した場合は、「(1) 孤発の場合」と同様の取り扱いとする。
- ④ PCR検査により新型インフルエンザであることが確定した場合は、保健所による積極的疫学調査が実施され、集団感染の範囲（学級、部活動など）が特定されるとともに濃厚接触者がリストアップされることになるので、以下のとおり対応することを原則とする。

### 【学級の集団感染】

- ・ 新型インフルエンザの感染者（確定患者及び疑似症患者）は、出席停止（発症後1週間又は解熱後2日間経過まで）とする。
- ・ 保健所により濃厚接触者として特定された者は、保健所から感染拡大防止のために必要な協力（咳エチケット、発症時の保健所への連絡と速やかな受診など）を要請されるので、その協力要請に従う。
- ・ 感染者が「**短期間に多数**」発生するなど急速な感染拡大につながるおそれがある場合は、保健所の助言・指導を受けた上で、学級閉鎖（4日間）を行う。  
※「**短期間に多数**」は、県立高校においては、発症日3日間の範囲内で同一学級5名以上の感染者（確定患者及び疑似症患者）が発生した場合を想定して運用することとし、県立特別支援学校においては、運用基準を別途示す。
- ・ 学級閉鎖後、登校を再開してから更に感染者が発生した場合は、原則として出席停止で対応する。ただし、急速な感染拡大のおそれが切迫している場合や保健所から学級閉鎖の要請があった場合は、この限りではない。

### 【部活動などの集団感染】

- ・ 新型インフルエンザの感染者（確定患者及び疑似症患者）は、出席停止（発症後1週間又は解熱後2日間経過まで）とする。
- ・ 保健所により濃厚接触者として特定された者は、保健所から感染拡大防止のために必要な協力（咳エチケット、発症時の保健所への連絡と速やかな受診など）を要請されるので、その協力要請に従う。
- ・ 集団感染が確認された部活動などは活動休止（4日間）とし、感染の推移を見極めながら、必要に応じて活動休止期間を延長する。

## 3. クラスターサーベイランスが終了した段階の対応方針

インフルエンザ様症状（急な発熱と、咳、喉の痛みなど）のある児童生徒又は教職員が発生した場合、以下のとおり対応することを原則とする。

### 【学級の対応】

- ・インフルエンザ様症状のある児童生徒又は教職員には速やかに医療機関を受診するよう指導する。
- ・医師によりインフルエンザ患者（新型又は季節性のいずれかを問わない）と診断された者は、出席停止（発症後1週間又は解熱後2日間経過まで）とする。
- ・インフルエンザ患者（新型又は季節性のいずれかを問わない）が「**短期間に多数**」発生するなど急速な感染拡大につながるおそれがある場合は、学校医と相談の上、学級閉鎖（4日間）を行う。  
※「**短期間に多数**」は、県立高校においては、発症日3日間の範囲内で同一学級5名以上のインフルエンザ患者（新型又は季節性のいずれかを問わない）が発生した場合を想定して運用することとし、県立特別支援学校においては、運用基準を別途示す。
- ・学級閉鎖後、登校を再開してから更にインフルエンザ患者が発生した場合は、原則として出席停止で対応する。ただし、急速な感染拡大のおそれが切迫している場合や保健所から学級閉鎖の要請があった場合は、この限りではない。

### 【部活動などの対応】

- ・インフルエンザ様症状のある児童生徒又は教職員は、部活動などに参加させず、速やかに医療機関を受診するよう指導する。
- ・インフルエンザ患者が複数確認された部活動などは活動休止（4日間）とし、感染の推移を見極めながら、必要に応じて活動休止期間を延長する。

## 4. 重症化リスクのある児童生徒・教職員への対応

- ① 新型インフルエンザ感染者は殆どが軽症で回復しているが、以下に掲げるような者は重症化するリスクが高いと考えられている。県立学校に重症化リスクのある児童生徒又は教職員が在籍している場合、こうした者に対し、感染予防（手洗い、うがいの励行、人込みを避けるなど）の徹底を促すことに加え、集団感染を早期に探知して的確な感染拡大防止対策を講じるとともに、万一こうした者が感染した場合は速やかに適切な医療を受けられるよう、学校側として十分に配慮する必要がある。

#### 【重症化リスクが高いと考えられる者】 出典：厚生労働省通知

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫機能不全（ステロイド全身投与等）等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者など

- ② また、重症患者の発生を未然に防止するためには、感染した可能性のある者が、周りに感染を拡げない努力（外出自粛、マスク着用など）が極めて重要であり、県立学校においては、特にこの点を徹底する必要がある。
- ③ 前述した「臨時休業措置等のガイドライン」については、重症化リスクのある児童生徒又は教職員が在籍する学級等においては、より厳格な基準を適用するなど、十分な予防対策及び感染拡大防止対策を講ずる必要がある。